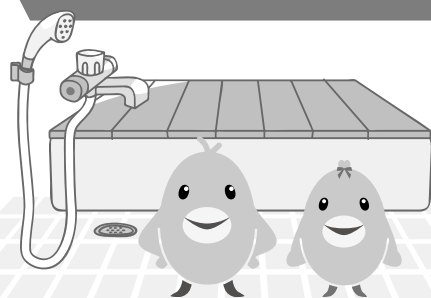


ヒートショックを 防止しましょう



もくじ

- ヒートショックを防止しましょう 1
- 防災会を立ち上げました 2
- 修繕費用の負担区分（洗面所・洗濯機置場編） 3
- 春のお友達紹介フェア 4
- 家賃等の支払いは口座振替をご利用ください 5
- 年金機構からのお知らせ 6
- 公社住宅の適正な使用についてのお願い 7
- 居住者実態調査のお知らせ 7
- 住宅用消火器の取扱いについて 8
- JKK東京お客さまセンターの電話番号 8

急激な温度の変化で血圧が上下に大きく変動することなどが原因で起こる「ヒートショック」により、入浴中に急死する事故が起きています。

気温の下がる冬場に多く見られ、高齢者や高血圧の方は特に注意が必要です。

ヒートショックを防止するためには、以下の対策をとることが効果的とされています。



1
**脱衣所や浴室、
トイレを暖房で暖める**
 暖房器具を使用する際は、
火事や換気にご注意ください

2
**お湯はりの最後の
5分をシャワーで
給湯する**

3
**夕食前・日没前に
入浴する**

4
**湯温設定
41℃以下にする**
 湯に浸かる時間は
10分までを目安に
しましょう

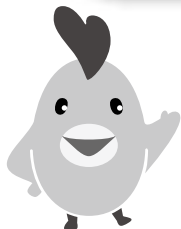
5
**食事直後や
飲酒時の
入浴を控える**

6
**浴槽から急に
立ち上がらない
ようにする**



自治会はないけれど…

防災会を立ち上げました！



トミンハイム墨田一丁目防災会



今回は昨年11月に防災会を立ち上げたばかりのトミンハイム墨田一丁目防災会の森田会長にお話しを伺いました。

トミンハイム墨田一丁目は自治会等の住民自治組織がありません。昨年2月に住宅の有志が集い、設立準備委員会を立ち上げ、これまで住民説明会の開催や署名活動を地道に進めていました。このたび、賛同者数が住宅の過半数世帯を達成したことから、防災会が発足し、公社の支援を受けられることになりました。

■ 防災会を立ち上げるきっかけは？

この住宅には自治会が無いだけでなく、近所付き合いもほとんど無かったので、高齢化や来たるべき災害に対し不安を持っていました。自治会のような自治組織を立ち上げる必要性を感じていたのですが、なにしろ個人主義の時代です。自治会の立上げはあまりにハードルが高いと感じました。そんな中、せめて防災会だけでもと思い立ち、他の有志とともに立ち上がったというわけです。

■ 立上げにあたって苦労されたことは？

現代は「まとまって何かをやる」という時代ではないと思います。ですから、賛同者を集めるのは苦労しました。公社の協力を得ながら署名活動を行いました、すんなりいくことはありませんでした。でも、諦めずにこの運動を進め、過半数世帯の賛同を得ることができました。



森田会長

トミンハイム墨田一丁目防災会のみなさん

トミンハイム墨田一丁目
にお住まいのみなさまへ

自主防災組織 結成にご協力を！

災害時にもっとも早く助け合えるのは同じ住民同士です。

大規模な災害時に支えあえる体制を結成したいと思いをあげました。

- 大規模な地震や風水害の災害が発生した場合、
- 1 ライフライン（水道・ガス・電気）の停止
 - 2 建物の倒壊などによる交通網の寸断
 - 3 同時に多発する火災
 - 4 電波の不達

阪神・淡路大震災後の
ライフライン復旧日数
水 濁日
都市ガス：94日
電 気：7日

などが予想されます。このような災害時に、皆で一緒に暮らませんか？

活動を実施していくには居住者の過半数の賛同が必要です。

協力呼びかけポスター

■ 今後どのような活動を？

過半数の賛同者を得たとは言っても、実際に活動に参加して下さる会員の方は、それほど多くないのが実情です。今後、防災訓練等の活動を通して、住民の防災意識を向上させていきたい。そうすることによって参加者が増え、このコミュニティ活動を活性化できると考えています。

これからも地道にこの「草の根活動」をこつこつと続けていくつもりです。



皆さまの暮らし
を応援しています

○防災コミュニティ活動支援事業

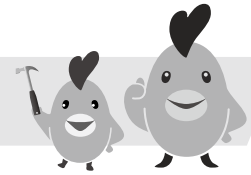
お住まいの皆さまが担い手となる自主防災組織に対して、防災資機材の提供や助成金の交付、AED設置助成、保管場所の提供などの支援を行っています。ご相談ください。

◆ 防災コミュニティ活動支援事業の申請受付は平成30年3月31日まで。お早めに！

おしえて!

修繕費用の負担区分

洗面所・洗濯機置場 編



お住まいの皆さまに負担していただく修繕と、当公社が費用を負担する修繕^{※1}を分かりやすくお伝えします。今回は、洗面所・洗濯機置場編です。

①洗面化粧台

- ・表面材のはがれ、腐食 **お客様負担**
- ・洗面器のがたつき **公社負担**

②ゴム栓（ポップアップ栓）

- ・ゴム栓、鎖の取替 **お客様負担**
- ・ポップアップ栓の作動不良 **公社負担**

③排水口（トラップ）

- ・排水トラップの漏水 **公社負担**
- ・流れが悪い（つまり） **公社負担**

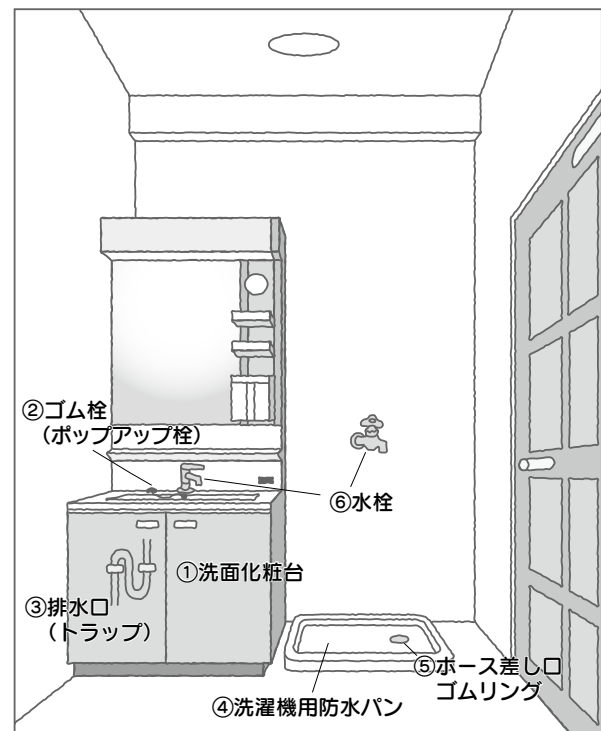
※異物等を流したことが原因によるつまりはお客様負担です

④洗濯機用防水パン

- ・ひび割れ、水漏れ **公社負担**

⑤ホース差し口・ゴムリング

- ・腐食、損耗 **公社負担**
- ・破損、変形 **お客様負担**



⑥水栓

- ・蛇口の頭、付け根からの水漏れ **公社負担**
- ・コマパッキン不良による止水不良 **お客様負担**

〈シングルレバー水栓〉

- ・開栓が固い **公社負担**
- ・水が止まらない **公社負担**
- ・温度調整ができない **公社負担**

※1 負担区分が当公社の場合でも、お客様の故意・過失や通常の使用方法に反する使用などで発生した修繕費はご負担いただきます。

修繕が必要なときは → 8 ページ「JKK東京 お客様センター」電話番号の②まで